

第4検討部会 会議録

会議の名称	第23回 第4検討部会
開催日時	平成20年8月20日(水)18時33分から21時15分
開催場所	川口市職員会館 3階 会議室
出席者	(部会長)三宅副委員長 (副部会長)堀和委員、吉澤委員 (委員)碓委員、岩澤委員、大崎委員、小島委員、團野委員、光田委員
会議内容	・市民フォーラムの開催について ・編集委員会の検討結果について
会議資料	・市民フォーラム等の説明資料 ・自治基本条例 素案 たたき台 ・編集委員会での検討資料 ・当面の編集委員会等の検討方針 ・第4検討部会 素案のまとめ
発言内容	<p>市民フォーラムの開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はじめに市民フォーラムの開催等について、広報・PIチームの参加委員から説明してほしい。(部会長) ・前回の部会で「市民フォーラム」という名称は、市民から意見聴取するパートがないので、名称は変えるべきとの指摘があったが、フォーラムをキッカケとして今後の「対話集会」に繋げていきたいとの考えから、広報・PIチームでは、この名称でいくことになった。 ・市民フォーラムでは集客が重要なポイントとなるので、本日皆さんにチラシをお渡ししているが、最低でも各委員2名の集客をお願いしたい。また、9月2日(18:00~19:00)に市民フォーラムを宣伝するため、駅頭でチラシの配布を行うので、可能な方は是非協力してほしい。 ・フォーラムでは、パネルディスカッションで質疑応答を行うのか。行わない。 ・アンケートでは何を聞くつもりなのか。 フォーラムに参加した感想などを聞くつもりだが、まだアンケートの内容が固まっていないので、こうした項目を聞くべきだという意見があれば、是非寄せていただきたい。

- ・対話集会は各部会が主体となっていくことになっているが、全体の意見を統一することは難しいという意見が前回の部会で見られていた。その点について、何か進展があったのか。(部会長)

素案たたき台を説明してもらったつもりだが、特に委員個人の意見を言う場ではないので、意見が統一されていなくてもよいと考えている。
- ・対話集会で市民の意見を集めても、素案たたき台に意見を反映させるのはスケジュール的にも難しいと思うがどうか。

その点は確かに検討が必要である。
- ・素案たたき台は各部会の意見の寄せ集めであるので、対話集会において統一した見解による説明は難しいだろう。素案がまとめられてから、委員全員の共通認識の下で対話集会を実施したほうがいいのではないかと。
- ・対話集会については、まだ調整部会において正式に了承されたわけではないため、今回の会議で広報・PIチームの提案に対する意見を出し、それらが広報・PIチームで検討され、その結果を運営調整部に諮り、了承された後に実施するという流れが必要だと思うがどうか。(部会長)
- ・個人的には、対話集会は広く市民の意見を集める場として重要だと考えている。さらに、私たち自身が対話集会において、委員だけでは考えつかなかった意見に接することによって、新しい気付きを得ることができればいいと思っている。対話集会で寄せられた意見をどうやって条例に反映していくかについては、もっと詰めていく必要があるだろう。
- ・市では、住民説明会を全市的に行う場合、どのような地域区分で行っているのか。

例えば、合併に関する住民説明会は、市内の9地区全てで実施した。
- ・素案たたき台は大変荒削りな内容であり、各部会で完全に了承されたものではない。部会ごとに対話集会を行えば、部会のカラーが出てしまう可能性があるため、部会を横断した混成メンバーで説明したほうがよいのではないかと。

対話集会では、素案が完全に固まったわけではない旨をきちんと説明

した上で市民の意見を聞くようにすれば、部会ごとの意見に違いがあっても特に影響はないと思う。

・一般的に、市民は生活に密着した意見を述べることが多いと思うが、どのように対処するかは考えているのか。

そうした質問には回答する必要がない。自治基本条例から外れた意見や要望があった場合は、丁寧に回答をお断りすればよい。

・対話集会では生身の人間同士が質疑を行うため、どうしても各部会で培われた見解が応答の内容に出てしまうことが懸念される。(部会長)

・運営調整部会で全体の日程をもう一度よく確認してほしい。そのスケジュールのなかに対話集会を位置付けないと、意見を集めただけになってしまう恐れがある。

・また、対話集会は市ではなく各検討部会が主催するとのことなので、動員に不安がある。

市長が呼びかけても人が集まらないことがあるだろうから、検討部会に動員力がないからといって不安を感じる必要はないと思う。

・市民フォーラムでは、市民の意見は聞かないことになったので、パブリック・コメントを除くと対話集会が意見聴取の唯一の場である。その点を考えると、対話集会は実施したほうがよいと思う。

・個人的には、今回の広報・PIチームの提案は運営調整部会で了承されないと思っている。第1に、前回の運営調整部会において、各部会が対話集会を進めるにあたって、統一的な進め方ができるように広報・PIチームで詰める必要があるという意見が出されたが、それに応えた内容になっていない。第2に、素案がある程度固まった段階でない、対話集会で説明することが難しいのではないかという意見も運営調整部会で出されていたと思うが、現段階の広報・PIチームの提案はこうした懸念に応えていない。(部会長)

編集委員会の検討結果について

・前回も説明していただいたが、欠席した委員もいるので、再度、素案たたき台の内容について編集委員からご説明いただきたい。(部会長)

- 素案たたき台の説明 -

- ・先日、編集委員会の委員長と副委員長で今後の編集委員会の進め方について意見交換をしたと聞いているので、その内容を説明してほしい。
- ・前回の運営調整部会では、編集委員長から、各編集委員は部会の代表として検討結果を押し通そうとする傾向が強いので、運営が難しいという指摘があった。一方では、1年半議論してきた各部会での検討内容は、編集委員会においてきちんと理解され、議論されるべきという見方もある。そのため、今後の進め方について、編集委員会の正副委員長で意見交換をした。
- ・そして、編集委員会では、素案に向けて対立する意見などの一元化を図っていくことを原則とし、さらに編集委員会と平行して各検討部会を開催することによって、編集委員会と各検討部会との意見交換を行い、共通認識を図っていこうということになった。
- ・編集委員会が作った素案たたき台については、正直なところ各部会の提案を寄せ集めたものなので、例えば、重複や対立意見の併記、体系を整理していないなど、まだまだ問題は山積している。
- ・編集委員会としては、9月14日の市民フォーラムに向けて、一元化をしていく必要があると考えているところである。
- ・では、各委員から素案たたき台について意見を聞きたい。(部会長)
- ・各検討部会では議論の方向性が大きく異なっていたので、全体で基本をしっかりと勉強してから、部会に分かれて検討すればよかったかもしれないというのが感想だ。
- ・たたき台については、他の条例や制度に委任すればよい項目はどれか、どうしても自治基本条例に載せるべき項目はどれか、といった観点から整理すれば、徐々に素案がよいものになってくると思う。
- ・編集委員会の運営は大変だということは聞いており、各検討部会が検討した後に編集委員会を設置したため、取りまとめに相当苦労しているということは容易に想像できる。
- ・素案たたき台を確認したところでは、全体として一般的な自治基本条

例の形になってきているように感じた。

- ・第4 検討部会の理念としては、分かりやすい条例ということであったが、素案たたき台では細部に亘って定められている。性善説に立つか、性悪説に立つかで見解はわかれるかもしれないが、細かい規定が多く（性悪説）分かりづらいつ感じている。
- ・なお、議会（自分が所属している会派）でも、「自治基本条例はなぜ必要か」というところまで立ち返って勉強しているところである。
- ・かなり精度の高い素案たたき台ができたと思っているが、川口市の自治基本条例の核（共通理念）は何なのかが見えないように思う。
- ・また、市民参加や協働といった分野において、どのような項目が盛り込まれるのか、楽しみにしているところである。
- ・前文案には、川口市の成り立ちやアイデンティティが書かれているが、この点は是非残したい部分である。一方で、全体が長すぎるのもっとスリムにしたほうが良いと思っている。
- ・条文は全体的に理念型（間接的）とし、あまり具体的（直接的）な規定は盛り込まないほうが良いと思う。
- ・しかし、ここまで5つの部会の案を集約したことは素晴らしいことだ。各部会代表としての編集委員の間で、その責任感から意見が対立したことがあったと聞いているが、今後は部会の意見（検討方針）を離れて、編集委員の個人的な考えのもとに検討を進めていただき、さらによいものを目指してほしい。
- ・また、日本国憲法がその特長として「平和憲法」と言われるように、川口市の自治基本条例は“市民がまちの主人公”ということから「市民憲法」と言われるような条例になってほしいと思っている。
- ・全体的に素案たたき台は寄せ集めの印象が強く、削れる項目がたくさんあると思う。また、表現（語尾）については「～なければならない」が多く使われている点が気になっている。特に、市民の行動については「～なければならない」という表現はあまり好ましくないと思っている。
- ・コンプライアンスの規定は良いと思う。
- ・各部会からの提案が大きく異なっている中で、素案たたき台として取りまとめるには大変なご苦労があったと思う。
- ・さらに、編集委員会の検討資料のうち、検討部会の各部会長からの意見

書が大変勉強になった。地方自治法では、住民の権利として、条例の制定改廃請求権や議会の解散請求権などがあるが、こうした権利が保障されていることが「市民が最上位」であることの裏付けとなっていると思う。また、地方自治法には、住民の義務として、自治体の役務を分担する義務を負うことが示されている。

- ・地方自治法において規定されている権利義務は大変重要かつ具体的なものであるため、こうした内容は自治基本条例にも盛り込むべきだと思う。
- ・なお、川口市には、「まちづくり」という言葉が採用されている条例が3つあるが、その内容には、権利や義務といった重要かつ具体的な規定が全然なく重みを感じられない。自治基本条例がそうなのは困っている。
- ・素案たたき台は、市民、議会、行政について余計な「おせっかい」ではないかと思われるほど規定（数）が多い。行政や議会に対する規制については、地方自治法などで具体的に規定されているので、こうしたものは改めて自治基本条例で書かなくてもいいと思っている。さらに、市民について「～なければならない」という規定を置くことは、市民の条例離れに繋がってしまう恐れがある。
- ・一番重要なところは、条例の名称を「川口市基本条例」とすることによって、この条例は“川口市”の“基本”であるという最高規範性を強調すること、自治基本条例が制定された暁には、本条例に基づいて既存の条例等の見直しを行うことだと考えている。
- ・各部会からの意見は大きく異なっていたので、それらを取りまとめた素案たたき台は、寄せ集めの感は否めないと思っている。
- ・素案たたき台の条項には、4つの要素があると考えている。1つ目は市民主権の原則とそれに則った市政運営を確保するための条項、2つ目は地域コミュニティの重要性を確認し、市民や事業者が地域社会に参加する原則や制度を示すための条項、3つ目は目指すべき市の将来像や今後推進していくべき政策を示し、それらを実現するための条項、4つ目が組織運営のあり方に関する条項である。
- ・これらの要素は、1から4に近づくにつれて、まちづくり基本条例的・総合計画的な色彩が濃くなっていくのだが、素案たたき台では、これら4つの要素が渾然一体となっているので、分かりにくく読みづらいのだと思われる。
- ・そのため、各条項をこの4つの要素で整理することによって、つまり体系化することによって、ある程度分かりやすくなると思っている。

- ・運営調整部会では、編集委員長から、全体の理念や構成についての意見を集めるのではなく、個別の論点に限定して意見を述べて欲しいと要請があった。しかし、これまでの皆さんの意見を聞いていると、条例のスタイル、すなわち条例のボリュームや理念的なものにするか細かなものにするのか、という論点が多く出されたと思う。(部会長)
- ・幹(理念)と枝葉(末端)とが混在した素案たたき台となっているが、本条例が憲法という位置付けであるならば、枝葉(末端)部分は必要ないと思っている。
- ・これまで編集委員会で議論してきた感覚からいえば、第4検討部会として短い条例にしてほしいという要望を出しても編集委員会では通らないと思われる。
- ・市民が一番大事であるという、原点に立ち返ることが必要である。つまり、市民が安全に安心して生き生きと生活できる明るい街になってほしいということが自治基本条例の狙いであるということを再度確認するべきだ。そして、こうした街を目指すには、市民参加が積極的になされることが求められる。さらに、自治基本条例は、こうした市民参加などを促進するものであってほしく、また他の条例を見直す基となる条例になってほしいと思っている。
- ・先ほどお示した1から4の条例の構成案については、素案たたき台を整理したものであり、個別の項目の是々非々については触れていない。あくまで私案である。
- ・構成案(私案)も含めて、第4検討部会では、条例の理念やスタイルに関する指摘が多いが、これらは編集委員会の求めに応じた内容ではないと思うがどうか。(部会長)
- ・構成案(私案)は、こういう問題意識を持っているということを示したもので、編集委員会の求めに応じたものではない。
- ・これまで編集委員会に参加した経験からは、条例のスタイルや理念の議論をすることは難しいと思う。部会によっては、詳細な規定を設けるこ

	<p>とが大変重要だという信念を強く持っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やはり、既に個別条例や規則などで細かく規定されていることを、さらに自治基本条例で規定することは無駄だと思う。既に制度化されている内容を、自治基本条例で再度規定するという他の部会の意見は理解しがたいものがある。 ・第4 検討部会の委員からの意見としては、どうしてもスタイルや理念的な条例にするべきだという話になるが、一方で、編集委員会では個別の論点について詳細に議論したいという意見が多勢である。そのため、第4 検討部会の編集委員には、我々の意見を背負って発言してほしいと要望するのは酷な話である。今後は、両編集委員にお任せし、その場の判断で決めていただく場合があっても仕方がないと思う。(部会長) ・それでは、来週の火曜日までに、素案たたき台に対する意見や提案、広報・PIチームの提案に対する意見などを事務局に出すこととする。(部会長)
次回以降日程	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次回は9月17日(水) 18時半～ ・ 次々回は9月25日(木) 18時半～